

公益財団法人 日本ボールルームダンス連盟

倫理綱領

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟は、ボールルームダンス（以下「ダンス」という。）が国民の健康、文化的活動に不可欠なものであることに鑑み、ダンスの専門家である会員が正しいダンスの普及、発展を図り、もって社会、公益の増進に寄与することが使命であることを自覚し、ここに倫理の昂揚と使命の達成に努めるものであることを宣言し、倫理綱領を定める。

1. 資質の向上

会員は、常にダンスの技術及び理論を研鑽し、ダンス技術の向上を図り、社会の要請に応えなければならない。

2. 品位の保持

会員は、品位の保持に努め、社会的評価の向上を図らなければならない。

3. 法令等の遵守

会員は、法令、本法人の定款その他の諸規則を遵守しなければならない。

4. 名誉保持の義務

会員は、直接であると間接であると問わず、本法人若しくは自己又は他の会員の名誉又は信用を傷つけるような行為をしてはならない。

5. 相互協力・不当競争の禁止等

会員は、業務の遂行にあたり、会員相互間で協力するとともに、不当な競争若しくは特定の会員の排除をしてはならない。

6. 守秘義務

会員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

7. 公正の維持

会員は、業務の遂行にあたり、常に厳正、中立の立場をとらなければならない。

8. 顧客への対応

会員はダンスの教授にあたり、顧客に誠実に対応しなければならない。